

監査公告第 3 号

定期監査結果の公表について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 2 項及び第 4 項の規定による病院管理部の定期監査を加賀市監査基準（令和 2 年加賀市監査委員告示第 1 号）に準拠して実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果を別紙のとおり公表する。

令和 6 年 7 月 2 日

加賀市監査委員 浅井 廣史

加賀市監査委員 林 直史

病院管理部定期監査結果報告

第1 監査の種類

財務監査及び行政監査

第2 監査期間

令和6年5月10日から令和6年6月14日まで

第3 監査の対象

病院管理部（総務課、企画経営課、医療サービス課、加賀看護学校）

第4 監査の着眼点

- (1) 財務に関する事務の執行が適切かつ効率的に行われているか。
- (2) 行政事務が法令等に適合し、正確で合理的、効率的に行われているか。
- (3) P H R（パーソナル・ヘルス・レコード）、受付の顔認証サービス及びマイナンバーカードの健康保険証利用等、医療のデジタル化が進んでいるか。
- (4) 加賀市医療センター経営強化プランは、市の医療を取り巻く課題や病院事業会計の運営状況を踏まえた視点で策定されているか。

第5 監査の実施内容

あらかじめ提出を求めた資料及び財務会計システムをもとに財務事務の執行状況、物品・施設の管理状況等を調査するとともに、関係職員から所管事務の執行状況について聴取した。（事情聴取の主な項目は別記のとおり）

なお、監査の期間中、必要な書類はその都度提出を受け照査を行った。

第6 監査の結果

所管の業務をはじめ、財務に関する事務の執行、行政事務の執行状況、所管の物品・施設の管理は概ね適正に処理されていると認められた。

なお、事務上留意すべき軽微な事項については、その都度指導したところである。

第7 監査意見（地方自治法第199条第10項）

- ・ P H R（パーソナル・ヘルス・レコード）事業について、次のとおり意見を付す。

昨年度から事業を始めた、P H R（パーソナル・ヘルス・レコード）はスマートフォンにより患者が自身の医療や健康・薬データを一元的に収集・管理ができるうえ、かかりつけ医や家族等とも情報共有できる先進的なシステムである。本年4月

末の登録者数が213名とのことだが、今後、大きく登録者増が図れる事業だと感じる。スマートシティ施策の一環でもあり、更に周知活動を強化されたい。また、医療版情報銀行との連携についても十分認識しているようで、市関連部局とともに積極的に取り組みを進められたい。

第8 留意事項

地方自治法第199条第14項の規定により、「当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、当該措置の内容を監査委員に通知しなければならない。この場合において、監査委員は当該措置の内容を公表しなければならない。」とされているので、その旨留意いただき、遺漏無きよう努められたい。

別 記

病院管理部 定期監査 事情聴取の主な内容

1. 断らない救急医療について
2. 病床機能の維持・確保について
3. 医師確保について
4. 医療人の育成について
5. 病診連携の促進による地域医療資源の有効活用について
6. 看護師等確保対策について
7. 地域包括ケアシステム構築に向けた役割について
8. 紹介受診重点医療機関の取り組みについて
9. デジタル化の推進について
10. 加賀市医療センター経営強化プランについて
11. 医療版情報銀行の取り組みについて